倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和７年１月29日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市規則第４号

倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和６年倉吉市条例第22号）の施行期日は、令和７年４月26日とする。